

館山市街地循環バス有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市（以下「市」という。）が運行委託する「市街地循環バス」（以下「バス」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱について、館山市有料広告掲載要綱（平成20年館山市告示第48号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び枠数等)

第2条 広告の規格は、縦364ミリメートル、横515ミリメートル以内とする。

2 広告の掲載枠数は、バス車内の指定する位置に、7枠とする。ただし、市長が必要と認めるときは、広告の枠を追加することができる。

3 それぞれの広告の掲載位置は、市長が決定する。

(広告掲載の期間)

第3条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、1回の申込みにつき、12箇月を最長とする。

2 前項の1箇月とは、各月の1日から末日までをいう。

3 第1項の掲載期間は、各年度の末日を掲載終了日とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、館山市街地循環バス広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市税等の滞納がある者は申込みをすることができない。

2 申込みの締切りは、原則として当該広告の掲載を始めようとする月の前月の10日までとする。ただし、市が別に締切りを示した場合はその限りでない。

3 広告の申込みは、申込者につき1枠を限度とする。ただし、申込み状況により広告の枠に余裕がある場合は、この限りでない。

(掲載決定等)

第5条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に館山市街地循環バス広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知し、決定後の掲載期間の変更は、できないものとする。ただし、変更理由が申込者の責によらない場合で、協議により必要があると認められるときは、決定事項を変更できるものとする。

2 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市長が別に定める基準により作成した広告物を市に提出するものとする。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、1箇月を単位として算定するものとし、1箇月の掲載料は、1枠当たり2,000円とする。ただし、市内に事業所、営業所などを有しない事業者については5割増しとする。

（広告掲載料の納入）

第7条 広告主は、第5条第1項の掲載決定を受けたときは、市長が指定する期日までに広告掲載料を全額納入しなければならない。

（広告内容及びデザイン等の協議）

第8条 広告の内容及びデザイン等については、市及びバスの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主は市と必ず協議すること。

（広告内容等の変更）

第9条 市長は、広告の内容又はデザイン等が要綱第3条第2項に基づく基準に照らして不適切と判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告内容等の変更をしようとするときは、館山市街地循環バス広告掲載内容変更申請書（別記第3号様式）に変更後の広告案を添付して、広告掲載日10日前までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、変更の可否を決定し、その決定の内容を館山市街地循環バス広告掲載内容変更可否決定通知書（別記第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が指定する期日までに掲載料を納入しないとき

(2) 広告主が指定する期日までに広告物を提出しないとき

(3) 第9条1項の変更の求めに対し、広告主が指定する期日までに変更した広告物を提出しないとき

(4) 市長が、広告掲載が適切でないと判断したとき

(5) バスの運行上支障があるとき

(6) 広告主から次条の広告掲載取下申出書の提出があったとき

(7) その他、広告掲載が適切でないとされるとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において広告主に損害が生じてても一切の責任を負わない。

（広告掲載の取下げ）

第 1 1 条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げるときは、取下げを希望する日の 1 5 日前までに、館山市街地循環バス広告掲載取下申出書（別記第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

（掲載料の還付）

第 1 2 条 納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付することができる。

2 前項の規定により返還する掲載料は、広告を掲載することができなくなった月以降の納入済月額額の総額とし、これに利息は付さないものとする。

（広告主の責務）

第 1 3 条 広告主は、広告の内容等の、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利の侵害、財産権の不適切処理及び第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（広告の取扱い）

第 1 4 条 掲載期間の終了した広告は、市又はバスの委託事業者が処分するものとする。

2 車両の故障等により長期間広告を掲載した車両が運行しない場合の取扱いについては、市と広告主との協議により決定するものとする。

（その他）

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

別記

第1号様式（第4条第1項）

館山市街地循環バス広告掲載申込書

年 月 日

館山市長 様

申込者住所（事業所所在地）

氏名（会社名・団体名）

代表者名

電話番号

館山市街地循環バスの広告掲載について、館山市街地循環バス有料広告掲載要領第4条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載を希望する期間及び大きさ

ア 期間

年 月 日 ～ 年 月 日

イ 大きさ

2 添付書類

(1) 掲載しようとする広告の案

(2) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）

3 その他（以下項目に該当する場合はチェックしてください）

☐	館山市税の滞納はありません。
☐	館山市の広告関連規定を遵守します。
☐	私，当社又は当団体の市税等の滞納状況（納税義務の有無）について，館山市が保有するデータで確認することに同意します。

第 号
年 月 日

様

館山市長

館山市街地循環バス広告掲載決定（却下）通知書

年 月 日付けで提出のあった広告の掲載について，館山市街地循環バス有料広告掲載要領第 5 条第 1 項の規定により，下記のとおり掲載を決定（却下）したので通知します。

記

1 決定内容等

(1) 掲載期間及び大きさ

ア 期間

年 月 日 ～ 年 月 日

イ 大きさ

(2) 広告提出期限

年 月 日 必着

(3) 広告掲載料

円

(4) 広告掲載料納入期限

年 月 日

2 却下の事由

第 3 号様式（第 9 条第 2 項）

館山市街地循環バス広告掲載内容変更申請書

年 月 日

館山市長 様

申込者住所（事業所所在地）

氏名（会社名・団体名）

代表者名

電話番号

館山市街地循環バスの広告掲載について，館山市街地循環バス有料広告掲載要領第 9 条第 2 項の規定により，下記のとおり広告内容の変更を申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 変更日

4 添付書類

(1) 掲載しようとする広告の案

第 4 号様式（第 9 条第 3 項）

第 号
年 月 日

様

館山市長

館山市街地循環バス広告掲載内容変更可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった館山市街地循環バスの広告内容について、館山市街地循環バス有料広告掲載要領第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり決定します。

記

☐ 承認

☐ 承認しない

承認しない理由

（ ）

第 5 号様式（第 1 1 条）

館山市街地循環バス広告掲載取下申出書

年 月 日

館山市長

様

申込者住所（事業所所在地）

氏名（会社名・団体名）

代表者名

電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった広告の掲載について、館山市街地循環バス広報有料広告掲載要領第 1 1 条の規定により、下記のとおり取下げを申し出ます。

記

1 取下げ年月日

年 月 日

2 取下げ理由